

広告宣伝車（トラック広告）を用いた交通安全及びトラックの日のPR業務 委託業務仕様書

1. 業務名

広告宣伝車（トラック広告）を用いた交通安全及びトラックの日のPR業務について

2. 目的

全日本トラック協会と47都道府県トラック協会では、平成4年から10月9日を「トラックの日」と定め、毎年多彩なイベントを繰り広げて業界や交通安全等の啓発イベントを実施している。

愛知県トラック協会では、10月9日トラックの日に、利用者が多い刈谷ハイウェイオアシスにて広報活動を開催し、より多くの一般消費者へ交通安全啓発や業界PR等のイベントを開催し交通安全の意識の向上並びに業界についての周知を行う。

これに併せて事前に交通安全及びトラックの日を広く周知するため10月9日までの一週間、広告宣伝車を用いたPR活動を行うことを目的とする。

3. 業務の概要

概要については、次のとおりとする。

- (1) 時期：令和5年10月3日（火）～9日（月・祝）全日（9時～17時まで）
※トラックの日（10月9日）は、パトカーを先導に出発式があります。
- (2) 場所：愛知県内全域
- (3) 台数：2～3台
- (4) 対象者：県内を走行中のドライバーや駅・商業施設等を利用している一般の方

5. 委託内容

本業務は、下記に掲げる業務とし、下記業務に係る経費は、委託費用に全て含むものとする。

- (1) 広告宣伝車（トラック広告）を用いた交通安全及びトラックの日のPR活動
- (2) 走行ルートの提案
- (3) 投影画像・動画の調整
- (4) ドライバーの手配、運行管理等に係る一切の業務

6. 提出物

「見積書」及び「提案書」をA4サイズより上前津KDビルに持参すること。

7. 提出先

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須 4-10-32 上前津 KD ビル 2 階
愛知県トラック協会 業務部 支部事業課
担当者 久野、小原 連絡先 052-228-4423

8. 提出期限

令和 5 年 8 月 24 日 (木) 午後 12 時 (必着)

9. 委託業者の決定について

提出された見積書を基準に討議の上、委託業者を決定する。

10. 委託契約

一般社団法人愛知県トラック協会は、決定した委託業者と提案内容に基づく業務の委託契約を締結する。

11. 支払条件

請求書受領後、指定金融機関口座に支払う

12. その他

- (1) 見積書の宛名は「一般社団法人愛知県トラック協会」と記載
- (2) 金額は税込み表示
- (3) 委託費用に会場費用は含まれないものとする

13. 委託業務に係る留意事項

- (1) 事業費は予算総額の範囲内で調整することがある。
- (2) 業務終了後は速やかに実績報告書及び愛ト協が求める資料を提出しなければならない。